

介護員養成研修における実施可能な実習施設等

(別紙3)

対 象 科 目	対 象 施 設 等
1. 職務の理解 9. ころとからだのしくみと生活支援技術 10. 振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（地域密着型含む） ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・特定施設入居者生活介護事業所 （有料老人ホーム等、なお地域密着型含む） ・短期入所生活介護事業所 ・短期入所療養介護事業所 ・訪問介護事業所 ・通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・通所リハビリテーション事業所 ・訪問看護事業所 ・障害福祉サービスにおける介護給付（身体介護を主とする） ・障害児入所支援（福祉型・医療型）
＊1. 職務の理解、10. 振り返りについては右記施設・事業所でも可	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・障害児通所支援 ・障害福祉サービスにおける介護給付（身体介護以外）および訓練等給付 ・地域生活支援事業（地域活動支援センター等）

※ 十分な実習効果を得るため、一施設1日あたりの実習生受入が過重にならないように配慮すること。

※ 十分な実習効果を得るため、適切な設備、指導に当たる適任の職員が配置されている施設において実習を行うこと。